

4. カナダ

(1) 教育制度

カナダは 10 州 3 準州から構成される連邦制国家である。教育に関する権限は、各州に委ねられており、それぞれの州に州教育省（州によって名称は異なる）が設置されている。カナダの連邦政府には教育省が存在しないが、各州によって初等・中等教育学校制度が異なるため、それぞれの教育担当大臣が教育に関する情報交換や相互協力を円滑に行う場としてカナダ教育担当大臣協議会（Council of Ministers of Education, Canada）が 1967 年に組織されている。

カナダでは、義務教育期間は学年ではなく年齢によって定められている。義務教育の開始年齢は、各州が法律によって規定しており、主として 5 歳もしくは 6 歳から 16 歳までである。また、学校制度についても州によって異なり、8-4 制、5-3-4 制、6-3-3 制、7-5 制など多様である。さらにカリキュラムについても各州教育省や教育委員会によって作成されているため、それぞれ異なっている。そのため、ナショナル・カリキュラムのような全国的な基準となるものはない。近年の教育改革の一環として、多くの州ではある程度厳格な州統一カリキュラムを制定する傾向がある一方、カリキュラム開発に関する州間連携も盛んに行われている。例えば、数学に関しては、ブリティッシュ・コロンビア州など 7 の州・準州の「カナダ北西部協定（Western and Northern Canadian Protocol）」により、共通のフレームワークが策定されている。また、理科に関してはカナダ教育担当大臣協議会により 1997 年に「幼稚園から第 12 学年までの科学の学習成果に関する共通フレームワーク（Common Framework of Science Learning Outcomes K to 12）」が策定されており、州間の理科カリキュラムの共通性が高くなっている。

就学義務は弾力的で、ホーム・スクーリング、オンライン学校（online/virtual schools）やオールタナティブスクールでも義務教育を受けることが可能である。無断欠席、長期欠席や中途退学等の問題は、少年福祉や治安対策あるいは先住民政策の課題と捉えられ、学校教育の問題と受け止められることはない。そのため、「不登校」という概念はない。

(2) 義務教育段階の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

カナダでは、教材を総称する用語として主に“learning resource”, “teaching resource”や“teaching and learning resource”などが一般的に使用されている。これらの用語には、教科書などの印刷物やビデオ、ソフトウェアなど電子化された形態のもの、もしくは印刷物・電子化されたもの・その他の非印刷物のいずれかの組み合わせによって構成されている。このように、教科書（textbook）は、これら「教材」の一部を構成するものである。なお、教科書出版社により、教科書に併せた教師用指導書も出版されている。

2) 教科書の使われ方

日本とは異なり、カナダでは全ての学習活動が一冊の教科書でなされるわけではない。

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

補助教材も豊富に用意されており、多様な教材を組み合わせで使用されている。カリキュラムは「何を教えるか」を規定したものであり、「どう教えるか」については、教員に委ねられている。教員は、教科書ではなく、教科書出版社の教師用指導書や州教育省のガイドラインを使用し、そこに記された内容を授業で扱う。そのため、教科書が使用されず、教員が自ら準備した資料などを用いて授業が行うことも可能である。また、教科書には教えるべき事項より多くの内容が掲載されている。州のカリキュラムに規定されている内容は教授されるものの、教科書の内容全てが指導されるわけではない。なお、教科書は、教室の書棚などに配置され、生徒の手の届きやすい場所で管理されており、生徒が毎日重たい教科書を持ち帰る必要はない。

3) 採択

初等・中等学校で使用される教科書は、各州教育省や教育委員会で編纂されたカリキュラムに対応していることが求められており、各州教育省や教育委員会等による検定を受けなくてはならない。検定を受けた教科書は、リストとして公開される。教科書が認定されるための要件としては、一般的にはその内容がカリキュラムに対応していること、社会的文脈に沿ったものであること、年齢や学年に適した内容や言葉遣いとなっていること等が挙げられる。

ブリティッシュ・コロンビア州の場合、州教育省もしくは学校区が教科書を含む教材に関する検定を行い、学校ではそれら検定を受けた教材を使用することが義務づけられている。検定に際して、まず出版社が教材とカリキュラムとの関連性を説明した書類を教育省へ提出する。それに基づき、州教育省職員がカリキュラムへの適合性を審査する。適合していると判断された教材についてのみ、出版社は教材を提出し、教材の適合性が審査される。そして、それらの審査を通過した教材は、評価者（検定を行う教員）による検定を受ける。その後「推薦教材（Recommended learning resource）」としてリストに掲載される、という手順になっている。これら推薦を受けた教材は、それが不適合と判断されない限り、最低5年間は有効である。

オンタリオ州の場合、教科書の検定は州が任命した評価機関である CSC（Curriculum Services Canada）という親（保護者）によって組織された NPO が行う。その検定結果をもとに、州教育省が認定する。認定の基準としては、教科書の内容がカリキュラムに示された教科内容の 85% 以上と一致していること、カナダの貢献や功績などカナダの事例を多く含んだ内容であること、カナダのスペルや度量法を使用し、語彙や例についてもカナダ人に馴染みのある内容であることが挙げられる。また、教科書はカナダで出版されたもので、（可能であれば）カナダ市民、永住権を有する者または居住者によって執筆、編集または翻訳されたものでなければならない。これら認定された教科書や教材等は、リスト（The Trillium List）として発行される。これはインターネットで公開されており、誰もが閲覧可能である。通常、リストには5年間掲載され、掲載が取り消された後も2年間の使用が可能である。

各学校で使用する教科書の採択については、一般的に各学校長または教育委員会が行い、教育委員会の承認を得なくてはならない場合もある。例えばオンタリオ州の場合、学校長が教科担当の教員との相談の上、州教育省から認定を受けた教科書のリストから選択す

II. 教科書制度と教育事情

る。その使用については、教育委員会の承認が必要である。選択された教科書の注文は、教育委員会または学校が出版社に直接行う。出版社は、その注文を受けて教育委員会や学校当局等に直接インボイスを送る。このように教育委員会が直接教材に対する支払いを行う。なお、リストにはない教科書についても、教育委員会から承認を受ければ使用が可能である。

4) 有償／無償，給与／貸与

一般に、教科書やその他の教材は、州教育省や教育委員会が購入し、生徒に貸与される形態となっている。州や学校区によっては、学校が生徒から教材に対する保証金を徴収し、返却の際に破損などがない場合には、その保証金を返還されるという保証金制度を採る場合もある。なお、教科書によっては一年間で使い切ることができる形態のものも出版されている。このような教科書を使用する場合、学校区によりその判断が異なることが考えられるため、一般化は困難である。

5) その他

多くの州では、カリキュラムの学習の到達度を測るため、州による州統一学力テストが実施されている。例えば、オンタリオ州では、教育の質とアカウンタビリティに関するオフィス（Education Quality and Accountability Office）という州教育省から独立した機関によって学力テストが行われている。1996年度の第3学年の読解・作文・数学テストを皮切りに、1998年度には第6学年の読解・作文・数学テスト、1998年度に第9学年数学テストの実施を順次開始し、以後毎年実施されている。また、中等学校修了証書取得（卒業）要件のひとつとして、第10学年を対象としたオンタリオ中等学校識字テスト（Ontario Secondary School Literacy Test）が行われている。これは、第9学年までの州統一カリキュラムの各教科で必要とされる「リテラシー」を身につけているかどうかを測ることを目的とされている。なお、このような州統一の学力テストを行っていない州（ノバスコシア州など）もあるが、ほとんどの州で何らかの形で州統一学力テストが実施されている。

州統一学力テストに加え、2007年より教育担当大臣協議会が、汎カナダ学力評価プログラム（Pan-Canadian Assessment Program）という全国規模の学力テストを実施している。これは、13歳と15歳の生徒を対象として読解・理科・数学について行われるが、その他の教科に関しても必要に応じて実施する余地が残されている。なお、この汎カナダ学力評価プログラムは、あくまでも各州で実施されている学力テストを補完するものとして位置づけられており、教育の州自治を前提と行われている。

教科書は、カリキュラムの教科内容と対応していることが求められていることから、以上のような学力テストの実施は、教科書の内容にも一定の影響を及ぼしていると考えられる。

（3）義務教育以後の教科書

義務教育諸学校と高等学校の行政上の所管は、州教育省または教育委員会が所管しているため、教科書の法的位置づけ、教科書の使われ方、教科書の採択、有償／無償、給与／貸与の制度等に関しては、義務教育段階と義務教育以降の学校の間には違いは見られない。

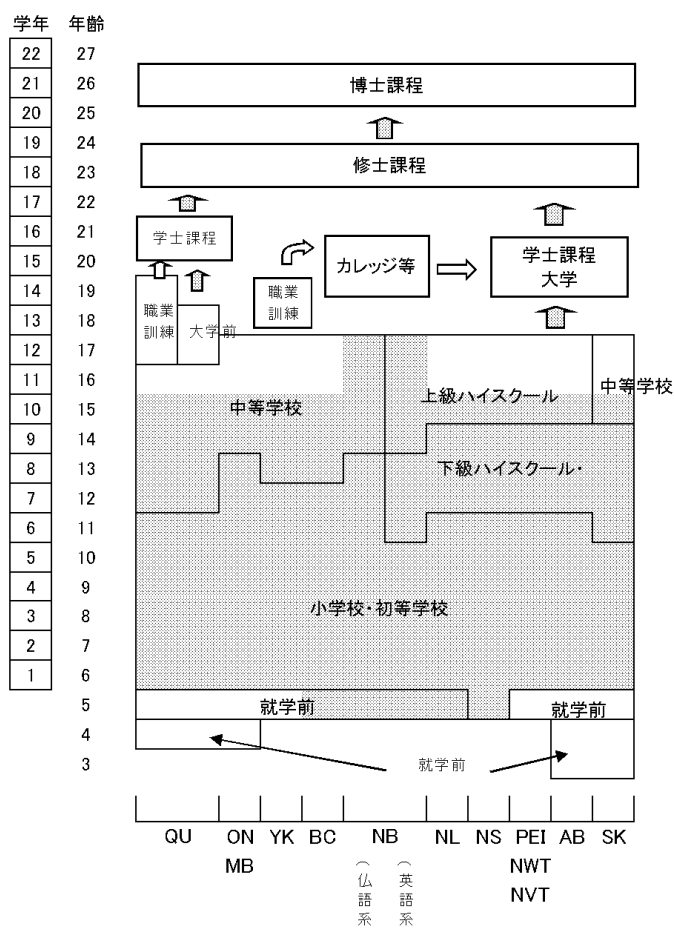
高等教育機関への入学は、高等教育機関への進学に必要なコースで規定以上の成績を修めて中等学校を修了すると、大学やコミュニティ・カレッジなどに入学申請をする資格を

II. 教科書制度と教育事情

得ることができる。高等教育機関への進学に際しては、生徒が進学を志望する機関に対して成績証明書を直接送付する。ただし、オンタリオ州では、オンタリオ州大学入学申込センター（Ontario Universities' Application Centre）に送付し、その後各大学が合否を決定する。なお、高校段階における理数教科の履修は、例えば、オンタリオ州の場合、中等学校修了証書（Ontario Secondary School Diploma）を得るためには、数学3単位（ただし第11もしくは12学年において必ず1単位）、科学2単位を含む計18単位を必ず履修することが卒業の要件とされている。

このように、カナダでは、大学入試においては日本のような筆記試験は実施されておらず、中等教育を修了し、進学に必要なコースについて規定以上の成績を修めていることが重視されている。そのため、大学への入学と教科書とは直接関連していないものの、カリキュラムに規定された学習内容を確実に習得することが重要とされていることから、カリキュラムの内容を反映した教科書の重要性は明らかと言えよう。

カナダの学校系統図



(注1)QU: Quebec, ON: Ontario, MA: Manitoba, BC: British Columbia, YK: Yukon Territory, NB: New Brunswick, NL: Newfoundland and Labrador, PEI: Prince Edward Island, NWT: Northwest Territories, NVT: Nunavut Territory, AB: Alberta, SK: Saskatchewan

(注2)灰色の部分は、義務教育期間を表す。

(注3)灰色の矢印は一般的な進路を、白い矢印はオルタナティブな進路を表す。

出典: Canadian Education Statistics Council: *Education Indicators in Canada, Report of the Pan Canadian Education Indicators Program 2005*, Toronto, 2006, pp. 97-102ならびに Council of Ministers of Education, Canada: *Education in Canada*, Toronto: 2008, p. 2-8をもとに著者作成。

(下村智子)